

平成29年5月1日

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地				
大原介護福祉専門学校 沼津校	平成26年3月28日	富樫幸信	〒410-0801 静岡県沼津市大手町5-5-11 (電話) 055-954-5511				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人 名古屋大原学園	昭和57年9月28日	村松紳年	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-20-8 (電話) 052-582-7733				
目的	本学科は教育基本法及び学校教育法に基づき、厚生労働大臣指定のもと、介護福祉施設等と連携し、実習を通して介護技術に関する高度な知識・技術を習得し、介護福祉士国家資格を取得することを目的とする。具体的には、介護職に必要な介護の方法、介護の意義、社会背景、自立支援等の知識・技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、介護職に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする						
分野	課程名	学科名	専門士				
教育・ 社会福祉	教育社会福祉専門課程	介護福祉科	平成27年文部科学省告 示第13号				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数	講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	2041	996	589	456	0	0
							単位時間
生徒総定員	生徒実員	専任教員数	兼任教員数	総教員数			
60 人	35 人	7 人	0 人	7 人			
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日	成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 ・優・良・可・不可の4種 ・定期試験				
長期休み	■学年始:4月上旬 ■夏季 7月下旬～8月下旬までの約1か月 ■冬季 12月下旬～1月上旬までの約2週間	卒業・進級 条件	所定の授業時間数以上履修し、かつ、その該当する授業科目について合格に達して卒業資格を得た者				
生徒指導	■クラス担任制: 有 ■長期欠席者への指導等の対応 保護者への連絡および通知後本人との面談(必要に応じ3者面談)	課外活動	■課外活動の種類 ・各種クラブ活動の大会参加 ■サークル活動: 有				
就職等の 状況	■主な就職先、業界等  アースサポート株式会社、介護老人保健施設富士中央ケアセンター、特別養護老人ホーム函南・ぶなの森、特別養護老人ホームみの郷、介護老人福祉施設加島の郷、株式会社らいふ、特別養護老人ホームあしたかホーム 等  ■就職率※1 15:1 100 % ■卒業者に占める就職者の割合※2 15:15 100 % ■その他  (平成 28 年度卒業者に関する 平成29年5月1日 時点の情報)	主な資格・ 検定等	■介護福祉士 ■レクリエーションインストラクター ■住環境コーディネーター3級 ■電卓検定 ■漢字検定				
中途退学 の現状	■中途退学者 1 名 平成28年4月1日時点において 在学者 33 名 平成29年3月31日時点において 在学者 32 名 ■中途退学の主な理由 進路変更のため  ■中退防止のための取組 担任による定期面談(本人、家族)	■中退率 4 % (平成28年4月1日入学者を含む) (平成29年3月31日卒業者を含む)					
ホームページ	<a href="http://www.ohara.ac.jp/numazu/index.html">http://www.ohara.ac.jp/numazu/index.html</a>						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

①厚生労働大臣介護福祉士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習または就職先である老人、障害者施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。

②介護福祉士養成における各領域「人間の理解」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。

③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにすることで、教育の質の確保ならびに更なる教育の質の向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

①位置づけについて

名古屋大原学園における教育課程の編成並びに学園各校の教育成果の測定は学園本部内に各専門部や別に組織された教育本部で行っている。よって、教育課程編成委員会は学園本部内に設置して各校の授業科目、内容について統制を行う。

②意思決定の過程について

教育課程編成委員会の提言を各教育本部主催の会議にて検討し、次年度以降の教育カリキュラム、教材作成に活用する。教育課程編成委員会に教育現場の責任者である校長、教務主任が参加することで、企業の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成29年5月1日現在

名前	所 属	任期	種別
遠坂篤史	株式会社ウェルビーニング人事・人材開発部	平成29年9月10日～平成30年9月10日	③
岩間玉紀	株式会社ウェルビーニング人事・人材開発部 教育担当	平成29年9月10日～平成30年9月10日	③
安藤和美	社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会 次長	平成29年9月10日～平成30年9月10日	①
富樫幸信	名古屋大原学園 大原介護福祉専門学校沼津校 校長		
佐藤良博	名古屋大原学園 大原介護福祉専門学校沼津校 教務主任		
小澤大輔	名古屋大原学園 大原介護福祉専門学校沼津校 教務		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年2回開催する

第1回：10月「前年度教育成果の振り返り」

第2回：2月「今年度の課題整理と次年度以降の教育内容の見直し」

(開催日時)

第1回 平成26年11月28日 10:00～11:00

第2回 平成27年 2月20日 10:00～11:00

第3回 平成27年 5月11日 15:00～16:00

第4回 平成28年 2月18日 15:00～16:00

第5回 平成28年 5月18日 15:00～16:00

第6回 平成28年10月18日 10:00～11:00

第7回 平成29年 2月22日 10:00～11:15

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

コミュニケーション能力、文章作成等のレベル向上へのご意見を頂き、朝夕のホームルームを中心に  
まずは誤字等の改善のため漢字検定合格を目指とし、学習指導を取り入れている。

(別途、以下の資料を提出)

\* 教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程

\* 教育課程編成委員会等の規則

\* 教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由(推薦学科の専攻分野との関係等)※別紙様式3-1

\* 学校又は法人の組織図

\* 教育課程編成委員会等の開催記録

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ①介護福祉士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、高齢者、障害者施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組み立てを行う。
- ②高齢者、障害者施設との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の習得と社会人としての意識改革を実現する。
- ③高齢者、障害者施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の習得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを高齢者、障害者施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

高齢者、障害者施設等に介護実習の受けいれる依頼を行い、介護実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打ち合わせを行い、下記の4点について連携している。

- ①実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ②施設内の各部署の見学、実習の実施。
- ③学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問
- ④実習修了時後、学生の学修成果の評価

(3) 具体的な連携の例

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
介護実習 I	1段階実習では、コミュニケーションの比較的取りやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的な触れ合いを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初步的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間のうち1回以上をケースカンファレンスの時間に充てることとする。	株式会社ウェルビーイングデイサービスふれあいレジデンス大岡医療法人財団勝友会サン静浦通所リハビリテーション、有限会社エス・アンド・トムデイサービスみのり、株式会社まごころ介護サービスまごころの家川原町、医療法人財団百葉の会デイサービスセンター百葉富士宮、株式会社日本ケアオリティーグループホームほのか
介護実習 II	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は高齢者の施設を実習施設とし、障害のレベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方にについて学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	社会福祉法人大乗会一本松、社会福祉法人博友会高砂、社会福祉法人炉暖会炉暖の郷、社会福祉法人信義福祉会あかなすの里、社会福祉法人富士厚生会なかざと、医療法人財団静寿会ヒルズかどいけ、医療法人財団百葉の会星のしずく、社会福祉法人あしたか太陽の丘かぬき学園、社会福祉法人静香会悠雲寮、社会福祉法人見晴学園みはらしの里
介護実習 III	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む(現任準備教育)。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	社会福祉法人春風会あしたかホーム、ニューあしたかホーム、社会福祉法 信愛会ぬまづホーム、社会福祉法人春風会みはるの丘浮島、社会福祉法人信愛会和みの郷、社会福祉法人ウェルネスケアいづテラス、社会福祉法人大乗会御寿園、社会福祉法人蒼樹会さつき園

(別途、以下の資料を提出)

\* 企業等との連携に関する協定書等や講師契約書(本人の同意書及び企業等の承諾書)等

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

専門的かつ実践的な知識・技能を有し、即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。そのために下記のとおり教育研修の環境を整える。

- ①教育課程編成委員会に参画する高齢者、障害者施設から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修
- ②連携する実習施設より、多職種理解に特化した講師を招いた研修会の実施
- ③学内に設置される付帯教育講座を利用しての自己啓発
- ④学外で実施される、専門性に特化した講師による講座の聴講

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:デンマークの斬新な福祉システムに学ぶ

主催者:高齢者・障害者介護セミナー事務局

対象:中堅職員 期間:平成28年7月16日

概要:「デンマークの福祉最新情報」「高齢者や重度障害者にとっての活動的な生活」

「デンマークからの学びを日本の福祉に活かす」

研修名:介護セミナー 家族で治そう認知症

主催者:介護老人保健施設 ラ・サンテふよう

対象:中堅職員 期間:平成28年9月6日

概要:「認知症の症状がなくなっていくその基礎と実際例」

②指導力の習得・向上のための研修等

研修名:新任教員研修

主催者:公益社団法人 静岡県職業教育振興会

対象:新任職員 期間:平成28年7月27日～8月9日

概要:「専修学校における職業教育」「専修学校教育のあり方と授業実践」「学生・教員のための実践心理」

「専修学校と制度」「自己点検・評価」

研修名:新任指導力研修

主催者:学校法人 名古屋大原学園

対象:新任職員

期間:平成28年6月20日

概要:「中堅教員(管理職)による授業の聴講から、教職員の心構えや自覚を学ぶ。

また、テーマごとにディスカッション・まとめ・発表を行い、模擬授業を通して講義力を高める」

研修名:社会人講座聴講研修

主催者:学校法人 名古屋大原学園

対象:新任職員

期間:平成28年7月19日

概要:「講義内容、板書の仕方、話し方、表情や立ち居振る舞い、授業の雰囲気、見出しなどを学び、具体的な授業の組み立て方を学ぶ」

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:「在宅での医療処置への変革」

主催者:山梨県立大学看護実践開発研究センター

期間:平成29年5月27日(土)14:00～16:00

②指導力の習得・向上のための研修等

研修名:新任教員研修

主催者:公益社団法人 静岡県職業教育振興会

期間:平成29年8月2日(水)～8月17日(木)

\* 研修等の実績(推薦年度の前年度における実績)

\* 研修等の計画(推薦年度における計画)

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得計画、実務教育を施し人格の陶冶を行い、もって有意な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現できているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して、下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校の理念・目的・育成人材像は定められているか</li> <li>②学校における職業教育の特色は明確になっているか</li> <li>③社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか</li> <li>④学校の理念・目的・育成人材・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか</li> <li>⑤各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか</li> </ul>
(2)学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>①目的等に沿った運営方針が策定されているか</li> <li>②運営方針に沿った事業計画が策定されているか</li> <li>③運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか</li> <li>④人事、給与に関する規程等は整備されているか</li> <li>⑤教務、財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか</li> <li>⑥業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか</li> <li>⑦教育活動等に関する情報公開が適切になされているか</li> <li>⑧情報システム化等による業務の効率化が図られているか</li> </ul>
(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか</li> <li>②教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか</li> <li>③学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか</li> <li>④キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか</li> <li>⑤関連分野の企業・関連施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか</li> <li>⑥関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか</li> <li>⑦授業評価の実施・評価体制はあるか</li> <li>⑧職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか</li> <li>⑨成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか</li> <li>⑩資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか</li> <li>⑪人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか</li> <li>⑫関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務・兼務含む)を確保するなどマネジメントが行われているか</li> <li>⑬関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研究や教員の指導力育成など資質向上のための取り組みが行われているか</li> <li>⑭職員の能力開発のための研修等が行われているか</li> </ul>
(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>①就職率の向上が図られているか</li> <li>②資格取得率の向上が図られているか</li> <li>③退学率の低減が図られているか</li> <li>④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか</li> <li>⑤卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用しているか</li> </ul>
(5)学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>①進路・就職に関する支援体制は整備されているか</li> <li>②学生相談に関する体制は整備されているか</li> <li>③学生に対する経済的な支援体制は整備されているか</li> <li>④学生の健康管理を担う組織体制はあるか</li> <li>⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか</li> <li>⑥学生の生活環境への支援は行われているか</li> <li>⑦保護者と適切に連携しているか</li> <li>⑧卒業生への支援体制はあるか</li> <li>⑨社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか</li> <li>⑩高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取り組みが行われているか</li> </ul>

(6)教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか ②学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか ③防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ③学納金は妥当なものとなっているか
(8)財務	①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ③財務について会計監査が適切に行われているか ④財務情報公開の体制整備はできているか
(9)法令等の遵守	①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか ③自己評価の実施と問題点の改善を行っているか ④自己評価結果を公開しているか
(10)社会貢献 ・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ③地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか
(11)国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

### (3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価について、すべての項目で「概ね適切である」との評価をいただいている。

学園の教育理念・教育目標が保護者へ十分に浸透していないのではとのご指摘をいただき、平成29年度より入学式直後に保護者向けガイダンスを実施し保護者への周知を図っていく予定である。

学生支援・社会貢献・地域貢献の両面で、学生のボランティア参加に対し適切な情報提供と積極的な支援をしてほしいとの要望をいただき、地域のお祭りやイベント等へのボランティア参加の推進と支援を実践している。

学校教育環境の整備面で、災害等に備えた備蓄の必要性をご指摘いただき、現在は学生人数分の非常用食料と飲料水の備蓄をしている。

今後も、学校関係者評価委員会の意見を取り入れ、学校運営の改善に努めていく。

### (4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成29年4月1日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
安藤 和美	社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会 次長	平成28年9月10日～平成30年9月9日	企業等委員
岩間 玉紀	株式会社ウェルビーニング人事・人材開発部 教育担当	平成28年9月10日～平成30年9月9日	企業等委員
遠坂 篤史	株式会社ウェルビーニング人事・人材開発部	平成28年9月10日～平成30年9月9日	企業等委員
中山 暖悠	沼津市大手町町内会 大手町会館 事務長	平成27年5月11日～平成29年5月10日	地域住民代表
森 真澄	一般財団法人 芙蓉協会 沼津聖隸病院 事務次長	平成27年4月17日～平成29年4月16日	企業等委員
山下 顯広	株式会社KTSオペレーション 沼津リバーサイドホテル 総支配人	平成27年4月30日～平成29年4月29日	企業等委員
小山 里恵	大原公務員医療観光専門学校沼津校1年制医療事務課	平成27年4月25日～平成29年4月24日	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

### (5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

( ホームページ ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) 公開時期: 平成28年6月上旬

URL:[http://www.ohara.ac.jp/info/pdf/numazu\\_kik.pdf](http://www.ohara.ac.jp/info/pdf/numazu_kik.pdf)

(別途、以下の資料を提出)

\* 学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由書(推薦学科の専攻分野との関係等)※別紙様式3-2

\* 自己評価結果公開資料

\* 学校関係者評価結果公開資料(自己評価結果との対応関係が具体的に分かる評価報告書)

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのためには、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報をわかりやすく示すこと。

②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。

③情報の公開を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の目標及び計画、経営方針、特色、所在地、連絡先 学校の沿革
(2)各学科等の教育	カリキュラム、時間割、目指す資格・検定、資格取得・検定試験合格実績、卒業生の進路
(3)教職員	各学科の担当教員紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、クラブ活動
(6)学生の生活支援	学修や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金、学費減免等の紹介
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	—
(11)その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

URL:[http://www.ohara.ac.jp/numazu/kaigo/kaigo\\_kaiji.html](http://www.ohara.ac.jp/numazu/kaigo/kaigo_kaiji.html)

(別途、以下の資料を提出)

\* 情報提供している資料

事務担当責任者	フリガナ	オザワ ダイスケ	所属部署	介護福祉科
	氏名	小澤 大輔	役職名	教員
	所在地	〒410-0801 静岡県沼津市大手町5丁目5番11号		
	TEL	055-954-5514	FAX	055-954-5516
	E-mail	<a href="mailto:d.ozawa@ohara.ac.jp">d.ozawa@ohara.ac.jp</a>		

(備考)

・用紙の大きさは、日本工業規格A4とする(別紙様式1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4、5、6、7についても同じ。)。

(教育社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成29年度													
必修	分類		授業科目名	授業科目概要			配当年次・学期	授業時数	授業方法		場所	教員	企業等との連携
	選択必修	自由選択		講義	演習	実験・実習・実技			校内	校外	専任	兼任	
○			人間の理解Ⅰ	介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について学ぶ。また、コミュニケーションの意義を学習し、対話をする・意思の疎通を図る・説明責任がある、ということをふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学ぶ。			1前	30	○		○	○	
○			人間の理解Ⅱ	介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について学ぶ。また、コミュニケーションの意義を学習し、対話をする・意思の疎通を図る・説明責任がある、ということをふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学ぶ。			1前	30	○		○	○	
○			社会の理解	個人、家族、近隣、社会、の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について学ぶ。また、社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、仕組みについて学ぶ。また、介護保険・障害者自立支援制度や、個人情報保護や成年後見制度等の基礎的知識を学ぶ。			1前	60	○		○	○	
○			介護の基本Ⅰ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。			1前	30	○		○	○	
○			介護の基本Ⅱ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。			1前	30	○		○	○	
○			介護の基本Ⅲ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。			1前	30	○		○	○	

○	介護の基本IV	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションや I C F 、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 後	30	○		○	○	○			
○	介護の基本 V	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションや I C F 、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 後	30	○		○	○	○			
○	介護の基本 VI	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションや I C F 、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 後	30	○		○	○	○			
○	コミュニケーション技術 I	利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。	1 前	30	○		○	○	○			
○	生活支援技術の基本	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、 I C F の視点に基づいた介護方法についても学ぶ。	1 前	60		○	○	○	○			
○	日常生活介護 I	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、身じたくに関する利用者のアセスメント方法や、介助の技法と留意点について学ぶ。	1 前	30		○	○	○	○			
○	日常生活介護 II	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1 前	30		○	○	○	○			
○	日常生活介護 IV	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、排泄に関する利用者のアセスメント方法や、安全・的確な排泄の介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1 後	30		○	○	○	○			

○		介護過程 I	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	1 後	30	○	○	○						
○		介護総合演習 I	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようになり、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40	○	○	○						
○		介護総合演習 II	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようになり、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40	○	○	○						
○		介護実習 I	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初步的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてるとしている。	1 後	120	○	○	○						
○		介護実習 II	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行つてはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通して、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	1 後	160	○	○	○						
○		障害の理解	障害を持っている人と持っていない人の違いを理解するとともに、障害の捉え方や、ICF、様々な障害の種類と原因、特性について学ぶとともに、障害のある人の心理面について学ぶ。また、地域の連携や、障害者の家族、多職種との協働について学ぶ。	1 後	60	○	○	○						
○		こころとからだのしくみ I	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。のために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 前	30	○	○	○						
○		こころとからだのしくみ II	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。のために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 前	30	○	○	○						

○		こころとからだのしくみⅢ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 後	30	○		○	○	○	
○		レクリエーション概論	レクリエーションの発展過程を見据えながら目標と理念、レクリエーションの展開方法などを学ぶ。また、高齢者や障害者に対するレクリエーションの与える影響などを踏まえたうえで、生きがい支援やリハビリテーションとしてのレクリエーション計画・実施・評価の方法や安全管理について学ぶ。	2 後	30	○		○		○	
○		レクリエーション指導法	ホスピタリティトレーニングやアイスブレーキングとは何かを理解して、コミュニケーション能力と促進方法を身につける。また、目的にあわせたアクティビティを選択、展開、引き出し方法と活用、更に、対象にあわせたアレンジ方法も学ぶ。学習した内容をもとにアクティビティ体験と指導体験にて、実践力を学ぶ。	2 後	40		○	○		○	
○		社会常識	社会人としての心構えをはじめ、個人または集団での仕事の進め方、報告連絡相談の必要性を理解する。また、先輩や上司、利用者など、他者への言葉遣いや立ち振る舞い、接遇力を演習を通して、実践力を学ぶ。	2 後	30		○	○		○	
○		情報科学演習	既存のソフトウェアを使用し、各種データ集計や統計処理について学び、そのデータを社内外へ報告するための技法（資料作成方法）について学ぶ。	2 後	30		○	○		○	
○		人間と社会の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	30	○		○		○	
○		コミュニケーション技術Ⅱ	利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。	2 前	30	○		○		○	
○		居住環境	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、安全で心地よい生活の場づくりについて学ぶ。	2 後	30	○		○		○	

○		家事介護	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、調理、洗濯、掃除、裁縫、買い物といった、自立に向けた家事の介助の技法について学ぶ。	2 前	30		○	○		○				
○		日常生活介護Ⅲ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、食事に関する利用者のアセスメント方法や、おいしく食べることを支える介護の工夫や、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30		○	○		○				
○		日常生活介護Ⅴ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、睡眠に関する利用者のアセスメント方法や、安眠を促すための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30		○	○		○				
○		利用者の状態・状況に応じた介護技術	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30		○	○		○				
○		介護過程Ⅱ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60		○	○		○				
○		介護過程Ⅲ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60		○	○		○				
○		介護総合演習Ⅲ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようになり、実習後は十分な振り返りを行うことにより効果的な介護実習を行えるようにする。	2 前	40		○	○		○				
○		介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む（現任準備教育）。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	2 後	176		○	○		○	○			○

○	介護の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	90		○	○	○			
○	発達と老化の理解	人間が生まれてから高齢になるまでの過程を理解し、加齢に伴う障害や疾病について学ぶ。さらには、高齢者の身体面と精神面の関係、身体機能と精神機能の変化についての知識を学ぶ。	2 前	60	○		○	○			
○	認知症の理解	認知症のケアの歴史や理念を学ぶとともに、認知症の症状や行動障害等について学ぶ。また、医学的側面からみた認知症を学ぶ。また、家族への支援や、地域との連携、多職種協働に、認知症サポートー、地域ボランティア等によるケアの方法について学ぶ。	2 前	60	○		○	○			
○	こころとからだのしくみIV	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	2 前	30	○		○	○			
○	こころとからだのしくみの総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	30	○		○	○			
○	医療的ケア	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を学ぶ。	2 後	75	○	△	○	○			
合計		44科目	2,041単位時間( 単位)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	20週
(授業)	<p>1. 授業科目の履修において、(卒業)の規定を満たない者には補講授業を行ことがある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。また、学年別授業科目の定めに関係なく、卒業までの間に行うこととする。</p> <p>2. 履修においては、次に掲げる3項目に基づき認定する。</p> <p>(1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者 授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び介護実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。</p> <p>(2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者</p> <p>(3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者</p>		
(試験)	<p>1. 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によってこれを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。</p> <p>2. 試験には定期試験、追試験及び再試験等がある。追試験は、やむを得ない事故等により定期試験を受けなかった者に対して行い、再試験は、受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。</p> <p>3. 追試験及び再試験は、本校において必要と認めた場合に限りこれを行う。</p>		
(学業成績)	<p>1. 学業成績の判定は、優、良、可、不可の4種をもって表し、次のとおりとする。</p> <p>(1) 優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、優、良、可を合格、不可は不合格とする。</p>		
(卒業)	<p>1. 本校に在学し、2,041時間の授業時間数を履修し、かつその該当する所定の授業科目について合格に達して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。</p>		

#### (留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。